資料４

生活交通ネットワーク計画【地域内フィーダー系統確保維持事業】（案）

計画対象期間：平成２７～２９年度

平成２６年５月２１日
本庄市交通政策協議会
会 長　　奥田　謁夫

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【目的】

本庄市総合交通計画に基づき、市内公共交通ネットワークを充実させることで交通不便地域を解消し、また、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保することを目的とし、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。

【必要性】

本市の市内公共交通ネットワークを充実させるためには、基軸となる路線バスに接続するフィーダー系統の運行が必要である。フィーダー系統の運行により、公共交通を乗り継ぐことで市内を快適に移動することが可能になる。

２．地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

【目標】

	平成 27 年度 H26.10～27.9	平成 28 年度 H27.10～28.9	平成 29 年度 H28.10～29.9
デマンド交通 利用者数(人)	26,500	27,000	27,000
本庄シャトル便 利用者数(人)	17,300	17,600	17,600
地域間幹線系統※ 利用者数(人)	前年度対比で増加	前年度対比で増加	前年度対比で増減無し

※「児玉折返し場～本庄駅（宮本町車庫）線」、「神泉総合支所～本庄駅線」

【効果】

デマンド交通の運行により、交通不便地域の解消が図れ、高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。また、既存路線バス、本庄シャトル便及びデマンド交通相互の乗り継ぎにより、公共交通での市内移動が快適に行えるネットワークが形成される。

３．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表１のとおり。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
別添の表２のとおり。

５．別表４の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

６．別表４の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

７．地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
別添の表５のとおり。

８．車両の取得に係る目的・必要性
車両を取得しないので記載せず。

９．車両の取得に係る定量的な目標・効果
車両を取得しないので記載せず。

10．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
車両を取得しないので記載せず。

11．協議会の開催状況と主な議論
平成 25 年 2 月 22 日 第 6 回本庄市交通政策協議会 ・本庄市総合交通計画について合意 平成 25 年 4 月 19 日 第 7 回本庄市交通政策協議会 ・運賃制度、乗降ポイント設置基準、デマンド交通運行区域、本庄シャトル便路線について合意 平成 25 年 5 月 24 日 第 8 回本庄市交通政策協議会 ・生活交通ネットワーク計画のうち、「表１　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者」及び「表２　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額」を除いたものについて合意 平成 25 年 6 月 18 日付け（書面協議、協議期間：平成 25 年 6 月 25 日） 第 9 回本庄市交通政策協議会 ・生活交通ネットワーク計画のうち、「表１　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者」及び「表２　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額」について合意 平成 26 年 1 月 30 日付け（書面協議、協議期間：平成 26 年 2 月 14 日） 第 10 回本庄市交通政策協議会 ・小児の無賃運送の統一について ・平成 25 年度 歳入歳出補正予算について

12．利用者等の意見の反映状況
（1）市民意識調査 ・目的に応じた利用需要（潜在需要を含む）、意向などを統計的に集計 ・平成 24 年 9 月に実施 ・3,000 世帯に送付し、1,110 世帯 2,442 票を回収（回収率 37.0%） （2）インタビュー調査 ・駅改札前、バス停で市の交通に係る意見を聴取 ・平成 24 年 9 月 5・6 日に実施 ・インタビュー数：本庄駅 137 人、本庄早稲田駅 157 人 （3）本庄市総合交通計画案のパブリックコメント ・平成 25 年 1 月 21 日～2 月 20 日に実施 ・提出された意見：6 件（1 人） （4）本庄市総合交通計画案の市民説明会 ・平成 25 年 2 月 9 日に 2 会場（児玉公民館、中央公民館）で実施 ・児玉公民館：参加 41 人、中央公民館：参加 56 人

13. 協議会メンバーの構成

構成員	構成員名称
本庄市長又はその指名する者	本庄市副市長
一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	朝日自動車（株）、国際十王交通（株）、（一社）埼玉県バス協会
一般貸切旅客自動車運送事業者	本庄観光（株）、武蔵観光（株）
一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者	本庄地区タクシー協議会、（一社）埼玉県乗用自動車協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	朝日自動車労働組合
住民又は利用者の代表	本庄市自治会連合会、本庄市老人クラブ連合会、本庄商工会議所、児玉商工会、本庄市身体障害者福祉会
本庄警察署長又はその指名する者	本庄警察署交通課
児玉警察署長又はその指名する者	児玉警察署交通課
国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者	埼玉県企画財政部交通政策課
国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局埼玉運輸支局
国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者	関東地方整備局建政部都市整備課
道路管理者	関東地方整備局大宮国道事務所、埼玉県本庄県土整備事務所道路部
学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者	早稲田大学名誉教授、本庄市議会議員

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（平成27年度）

都道府県（市区町村）	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額（千円）	幹線特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表6「補助対象の基準」）			
						乗合バス型／デマンド型の別	基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準ニで該当する要件
埼玉県（本庄市）	本庄観光㈱	本庄シャトル便	地域内フィーダー	4,375.0		乗合バス型	①	停留所相互の近接、乗り継ぎ割引の設定	③
	朝日自動車㈱	本庄北地域デマンド	地域内フィーダー	2,774.5		デマンド型	①	停留所相互の近接、乗り継ぎ割引の設定	③
	朝日自動車㈱	本庄南地域デマンド	地域内フィーダー	2,659.5		デマンド型	①	停留所相互の近接、乗り継ぎ割引の設定	③
	朝日自動車㈱	児玉市街地デマンド	地域内フィーダー	3,212.5		デマンド型	①	停留所相互の近接、乗り継ぎ割引の設定	③
	朝日自動車㈱	児玉山間地域デマンド	地域内フィーダー	3,324.0		デマンド型	①	停留所相互の近接、乗り継ぎ割引の設定	③
合　　計				16,345					

（注）

1.「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。

2.「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。

3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

4.「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（平成28年度）

都道府県（市区町村）	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額（千円）	幹線特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表6「補助対象の基準」）			
						乗合バス型／デマンド型の別	基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準ニで該当する要件
埼玉県（本庄市）	本庄観光㈱	本庄シャトル便	地域内フィーダー	4,387.0		乗合バス型	①	停留所相互の近接、乗り継ぎ割引の設定	③
	朝日自動車㈱	本庄北地域デマンド	地域内フィーダー	2,801.5		デマンド型	①	停留所相互の近接、乗り継ぎ割引の設定	③
	朝日自動車㈱	本庄南地域デマンド	地域内フィーダー	2,686.5		デマンド型	①	停留所相互の近接、乗り継ぎ割引の設定	③
	朝日自動車㈱	児玉市街地デマンド	地域内フィーダー	3,240.0		デマンド型	①	停留所相互の近接、乗り継ぎ割引の設定	③
	朝日自動車㈱	児玉山間地域デマンド	地域内フィーダー	3,358.5		デマンド型	①	停留所相互の近接、乗り継ぎ割引の設定	③
合　　計				16,473					

（注）

1.「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。

2.「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。

3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

4.「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（平成29年度）

都道府県（市区町村）	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額（千円）	幹線特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表6「補助対象の基準」）			
						乗合バス型／デマンド型の別	基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準ニで該当する要件
埼玉県（本庄市）	本庄観光㈱	本庄シャトル便	地域内フィーダー	4,375.0		乗合バス型	①	停留所相互の近接、乗り継ぎ割引の設定	③
	朝日自動車㈱	本庄北地域デマンド	地域内フィーダー	2,792.5		デマンド型	①	停留所相互の近接、乗り継ぎ割引の設定	③
	朝日自動車㈱	本庄南地域デマンド	地域内フィーダー	2,677.5		デマンド型	①	停留所相互の近接、乗り継ぎ割引の設定	③
	朝日自動車㈱	児玉市街地デマンド	地域内フィーダー	3,231.0		デマンド型	①	停留所相互の近接、乗り継ぎ割引の設定	③
	朝日自動車㈱	児玉山間地域デマンド	地域内フィーダー	3,347.0		デマンド型	①	停留所相互の近接、乗り継ぎ割引の設定	③
合　　計				16,423					

（注）

1.「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。

2.「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。

3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

4.「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

デマンド交通営業区域 … 本庄市域

デマンド交通運用地域

本庄北地域	地域①、地域b及び地域bに近接する公共施設（「保健センター」、「中央公民館」）に設置する乗降ポイント間を運行する。
本庄南地域	地域②、地域a及び地域aに近接する公共施設（「市役所」、「湯かっこ」）に設置する乗降ポイント間を運行する。
児玉市街地	地域③に設置する乗降ポイント間を運行する。 ただし、１日１往復に限り、「児玉総合支所」、「湯かっこ」に設置する乗降ポイント間を運行する。
児玉山間地域	県道秩父児玉線の「いろは橋折返し場」に設置する乗降ポイントを起点、「児玉総合支所」に設置する乗降ポイントを終点として同県道を往復することを基本とし、地域④に設置する乗降ポイントと同県道沿いに設置する乗降ポイント、地域cに設置する乗降ポイント及び地域cに近接する公共施設（「セルディ」、「エコーピア」）、商業施設、医療施設に設置する乗降ポイント間を運行する。

地域① … JR高崎線以北の地域

地域② … JR高崎線以南の本庄地域

地域③ … 児玉地域のうち児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上を除く地域

地域④ … 児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上

地域a … 南をJR高崎線、北を県道勅使河原本庄線（旧中山道）、西を蛭子塚通り線、東を国道17号と県道藤岡本庄線（南大通り線）で囲まれる地域

地域b … 北をJR高崎線、南を二本松通り線、西を蛭子塚通り線、東を県道藤岡本庄線（南大通り線）で囲まれる地域

地域c … 国道254号以南の児玉町児玉、八幡山、吉田林

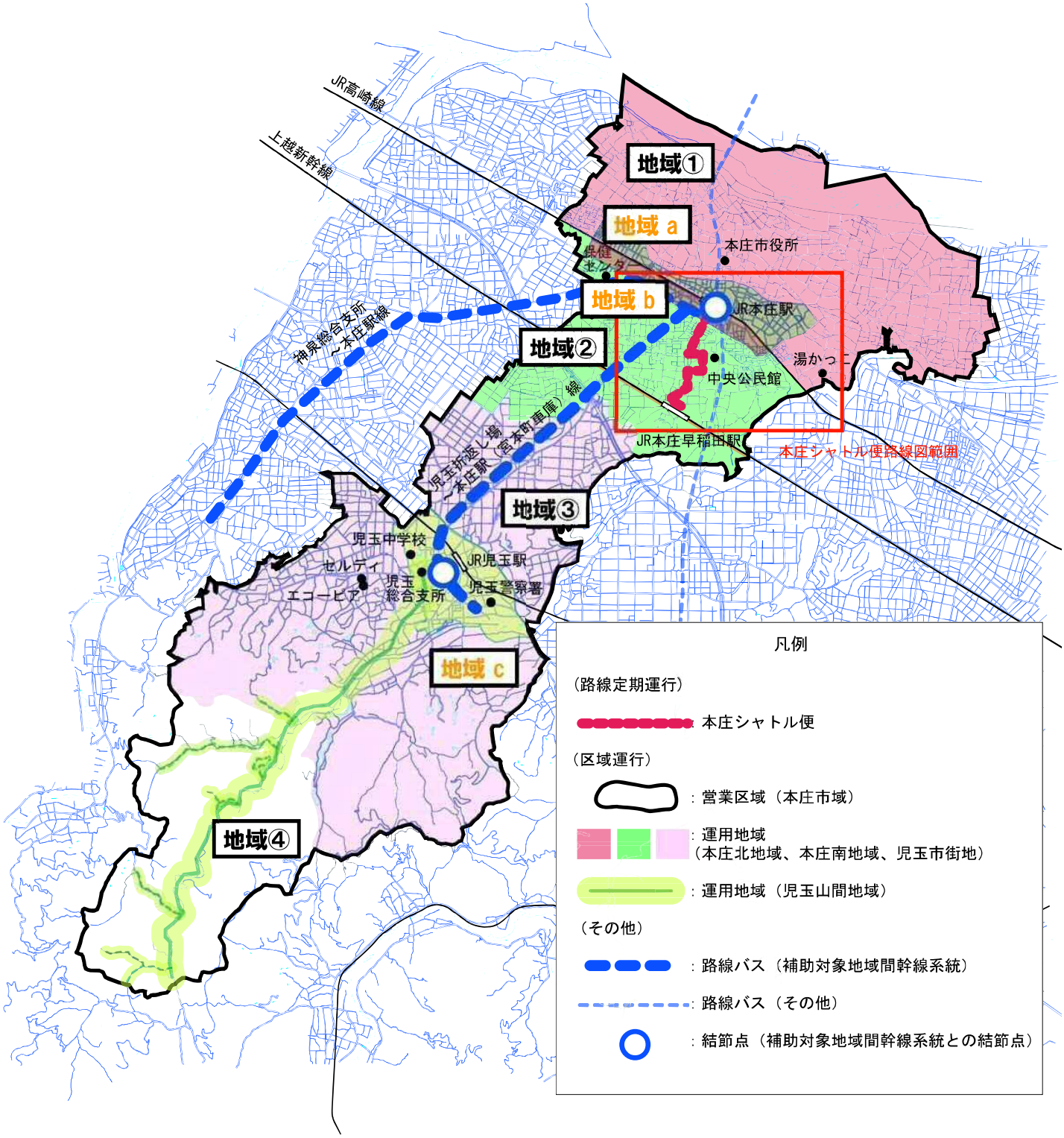
JR高崎線
上越新幹線
地域①
地域 a
本庄市役所
県健
センター
地域 b
JR本庄駅
地域②
湯かっこ
中央公民館
神泉総合支所
～本庄駅線
児玉折返し線
～本庄駅（宮本町車庫）線
JR本庄早稲田駅
本庄シャトル便路線図範囲
地域③
児玉中学校
JR児玉駅
セルディ
児玉
総合支所
エコーピア
児玉警察署
地域 c
地域④
凡例
（路線定期運行）
：本庄シャトル便
（区域運行）
：営業区域（本庄市域）
：運用地域
（本庄北地域、本庄南地域、児玉市街地）
：運用地域（児玉山間地域）
（その他）
：路線バス（補助対象地域間幹線系統）
：路線バス（その他）
：結節点（補助対象地域間幹線系統との結節点）

本庄シャトル便
路線図
注）バス停名称は全て仮称
本庄駅南口
駅南交番前
南本町
けや木
新田原
法務局南
久下塚
本庄早稲田駅北口
＜路線概要＞
起点：本庄駅南口
終点　本庄早稲田駅
営業キロ　3.0km
バス停数　８か所
平均バス停間距離約430m
0
500 m

国庫補助金の申請額について

本庄市の国庫補助上限額（平成 27 年度分）は、国が示した算定式により **12,765 千円**である。

【算定式】
対象人口（人口集中地区以外の人口：直近の国勢調査による）×240.40 円＋400 万円
↓
36,462 人 × 240.40 円 ＋ 400 万円 ＝8,765,464 円＋4,000,000 円＝**12,765 千円**

事業者に対する国庫補助額は、国が定める補助対象経費の 1/2 以内である。

平成 27 年度　補助対象経費(**太字**が計画に適用した経費)

	本庄市の算出経費	国の定める地域標準経費
路線型運行	**361.67 円／km**	487.73 円／km
デマンド型運行	3004.97 円／時間	**2,714.33 円／時間**

シャトル便とデマンド交通の補助対象経費の 1/2（乗合バス型運行のネ欄、デマンド型運行のナ欄）を合算したものは、本庄市の国庫補助上限額を上回っている。このため、以下のように、**補助対象経費の 1/2 を基に**、本庄観光と朝日自動車（各運行系統）に**按分**した。

①本庄観光の配分額　＝　国庫補助上限額　×$\dfrac{\text{補助対象経費の 1/2（本庄観光）}}{\text{補助対象経費の 1/2（本庄観光＋朝日自動車）}}$

②朝日自動車の配分額　＝　国庫補助上限額　×$\dfrac{\text{補助対象経費の 1/2（朝日自動車）}}{\text{補助対象経費の 1/2（本庄観光＋朝日自動車）}}$

③各運行系統の配分額　＝　朝日自動車の配分額　×$\dfrac{\text{補助対象経費の 1/2（各運行系統）}}{\text{補助対象経費の 1/2（朝日自動車）}}$

★平成２７年度（平成２６年１０月～平成２７年９月）の配分額

①本庄観光　＝ 12,765 × 4,375／(4,375＋11,970) ＝ **３，４１７**千円
②朝日自動車 ＝ 12,765 × 11,970／(11,970＋4,375) ＝ **９，３４８**千円
③系統　1 ＝ 9,348 × 2,774.5／11,970 ＝ ２，１６７千円
　　2 ＝ 9,348 × 2,659.5／11,970 ＝ ２，０７７千円
　　3 ＝ 9,348 × 3,212.0／11,970 ＝ ２，５０８千円
　　4 ＝ 9,348 × 3,324.0／11,970 ＝ ２，５９６千円

※千円未満の金額分については、合計する際に端数処理を行いました。

平成２８年度（平成２７年１０月～平成２８年９月）の配分額

①本庄観光　＝ 12,765 × 4,387／(12,087＋4,387) ＝ ３，３９９千円

②朝日自動車 ＝ 12,765 × 12,087／(4,387＋12,087) ＝ ９，３６６千円

１ ＝ 9,366 × 2,801.5／12,087 ＝ ２，１７１千円

２ ＝ 9,366 × 2,686.5／12,087 ＝ ２，０８２千円

３ ＝ 9,366 × 3,240.0／12,087 ＝ ２，５１１千円

４ ＝ 9,366 × 3,358.3／12,087 ＝ ２，６０２千円

※千円未満の金額分については、合計する際に端数処理を行いました。

平成２９年度（平成２８年１０月～平成２９年９月）の配分額

①本庄観光　＝ 12,765 × 4,375／(12,048＋4,375) ＝ ３，４０１千円

②朝日自動車 ＝ 12,765 × 12,048／(4,375＋12,048) ＝ ９，３６４千円

１ ＝ 9,364 × 2,792.5／12,048 ＝ ２，１７１千円

２ ＝ 9,364 × 2,677.5／12,048 ＝ ２，０８１千円

３ ＝ 9,364 × 3,231.0／12,048 ＝ ２，５１１千円

４ ＝ 9,364 × 3,347.0／12,048 ＝ ２，６０１千円

※千円未満の金額分については、合計する際に端数処理を行いました。

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統【乗合バス型（路線定期・路線不定期）運行】用

事業者名	本庄観光株式会社

平成27年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,942 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,942 千円
	営業費用	10,693 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	10,693 千円
	営業損益	▲ 8,751 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 8,751 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		29,565.0 km			経常収支率	18.16 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,942 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	1,942 千円
	営業費用	10,693 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	10,693 千円
	営業損益	▲ 8,751 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 8,751 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		29,565.0 km			経常収支率	18.16 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,942 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ")	1,942 千円
	営業費用	10,693 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ")	10,693 千円
	営業損益	▲ 8,751 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 8,751 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")		29,565.0 km			経常収支率	18.16% %

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝ a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝ b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c	平均増減率 (((b÷a)−1)＋((c÷b)−1))÷2 ＝ d
武蔵・相模	361円 67銭	361円 67銭	361円 67銭	0.00 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))^2＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
武蔵・相模	361円 67銭	487円 73銭	361円 67銭	65円 68銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統 起点	主な経由地	終点	計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程 チ		補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程 ヌ		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チ−(リ＋ヌ))÷チ＝ル	計画実車走行キロ ヲ
武蔵・相模	1	本庄シャトル便	本庄駅		本庄早稲田駅	365 日	4,927.5 回	往 3.0Km 復 3.0Km	(平均) 3.0Km	往 0.0Km 復 0.0Km	(平均) 0.0Km	往 0.0Km 復 0.0Km	(平均) 0.0Km	100%	29,565.0km
						日	回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	. km
						日	回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	. km
						日	回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	. km
合計		系統						往 3.0Km 復 3.0Km	(平均) 3.0Km	往 0.0Km 復 0.0Km	(平均) 0.0Km	往 0.0Km 復 0.0Km	(平均) 0.0Km		29,565.0km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 へ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益（ノの額） ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ−カ＝ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額（ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額） ラ
武蔵・相模	1	10,692,773 円	65円 68銭	1,941,830 円	8,750,943 円	8,750,943 円	8,750千円	4,375.0千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		10,692,773 円	65円 68銭	1,941,830 円	8,750,943 円	8,750,943 円	8,750千円	4,375千円	3,417千円	3,417千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲ－カ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
武蔵・相模	1	8,750,943 円										
		円										
		円										
		円										
合計		8,750,943 円	5,339,943 円	円	%	5,339,943 円	100 %	円	%	円	%	

（補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表）

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前々年度） e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前年度） f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間※） g	平均増減率 (((f÷e)−1)＋((g÷f)−1))÷2 ＝ h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2))^2＝ ノ
武蔵・相模	1	65円 68銭	65円 68銭	65円 68銭	0.00 %	65円 68銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2）の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
　また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」として記載すること。

17.「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統【乗合バス型（路線定期・路線不定期）運行】用

事業者名	本庄観光株式会社

平成28年度

1．申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,942 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,942 千円
	営業費用	10,693 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	10,693 千円
	営業損益	▲ 8,751 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 8,751 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		29,565.0 km			経常収支率	18.16 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,942 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	1,942 千円
	営業費用	10,693 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	10,693 千円
	営業損益	▲ 8,751 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 8,751 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		29,565.0 km			経常収支率	18.16 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,942 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ")	1,942 千円
	営業費用	10,693 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ")	10,693 千円
	営業損益	▲ 8,751 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 8,751 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")		29,565.0 km			経常収支率	18.16% %

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝ a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝ b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c	平均増減率 (((b÷a)−1)＋((c÷b)−1))÷2 ＝ d
武蔵・相模	361円 67銭	361円 67銭	361円 67銭	0.00 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))^2＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
武蔵・相模	361円 67銭	487円 73銭	361円 67銭	65円 68銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統 起点	主な経由地	終点	計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程 チ		補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程 ヌ		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チ−(リ＋ヌ))÷チ＝ル	計画実車走行キロ ヲ
武蔵・相模	1	本庄シャトル便	本庄駅		本庄早稲田駅	366 日	4,941 回	往 3.0Km 復 3.0Km	(平均) 3.0Km	往 0.0Km 復 0.0Km	(平均) 0.0Km	往 0.0Km 復 0.0Km	(平均) 0.0Km	100%	29,646.0km
						日	回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	. km
						日	回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	. km
						日	回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	. km
合計		系統						往 3.0Km 復 3.0Km	(平均) 3.0Km	往 0.0Km 復 0.0Km	(平均) 0.0Km	往 0.0Km 復 0.0Km	(平均) 0.0Km		29,565.0km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 へ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益（ノの額） ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ−カ＝ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額（ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額） ラ
武蔵・相模	1	10,722,068 円	65円 68銭	1,947,150 円	8,774,918 円	8,774,918 円	8,774千円	4,387.0 千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		10,722,068 円	65円 68銭	1,947,150 円	8,774,918 円	8,774,918 円	8,774千円	4,387千円	3,399千円	3,399千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲ－カ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
武蔵・相模	1	8,774,918 円										
		円										
		円										
		円										
合計		8,774,918 円	5,375,918 円	円	%	5,375,918 円	100 %	円	%	円	%	

（補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表）

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前々年度） e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前年度） f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間※） g	平均増減率 (((f÷e)−1)＋((g÷f)−1))÷2 ＝ h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2))^2＝ ノ
武蔵・相模	1	65円 68銭	65円 68銭	65円 68銭	0.00 %	65円 68銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2）の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
　また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」として記載すること。

17.「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統【乗合バス型（路線定期・路線不定期）運行】用

事業者名	本庄観光株式会社

平成29年度

1．申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,942 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,942 千円
	営業費用	10,693 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	10,693 千円
	営業損益	▲ 8,751 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 8,751 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		29,565.0 km			経常収支率	18.16 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,942 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	1,942 千円
	営業費用	10,693 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	10,693 千円
	営業損益	▲ 8,751 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 8,751 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		29,565.0 km			経常収支率	18.16 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,942 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ")	1,942 千円
	営業費用	10,693 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ")	10,693 千円
	営業損益	▲ 8,751 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 8,751 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")		29,565.0 km			経常収支率	18.16% %

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝ a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝ b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c	平均増減率 (((b÷a)−1)＋((c÷b)−1))÷2 ＝ d
武蔵・相模	361円 67銭	361円 67銭	361円 67銭	0.00 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))^2＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
武蔵・相模	361円 67銭	487円 73銭	361円 67銭	65円 68銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統 起点	主な経由地	終点	計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程 チ		補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程 ヌ		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チ−(リ＋ヌ))÷チ＝ル	計画実車走行キロ ヲ
武蔵・相模	1	本庄シャトル便	本庄駅		本庄早稲田駅	365 日	4,927.5 回	往 3.0Km 復 3.0Km	(平均) 3.0Km	往 0.0Km 復 0.0Km	(平均) 0.0Km	往 0.0Km 復 0.0Km	(平均) 0.0Km	100%	29,565.0km
						日	回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	. km
						日	回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	. km
						日	回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	. km
合計		系統						往 3.0Km 復 3.0Km	(平均) 3.0Km	往 0.0Km 復 0.0Km	(平均) 0.0Km	往 0.0Km 復 0.0Km	(平均) 0.0Km		29,565.0km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 へ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益（ノの額） ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ−カ＝ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額（ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額） ラ
武蔵・相模	1	10,692,773 円	65円 68銭	1,941,830 円	8,750,943 円	8,750,943 円	8,750千円	4,375.0千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		10,692,773 円	65円 68銭	1,941,830 円	8,750,943 円	8,750,943 円	8,750千円	4,375千円	3,401千円	3,401千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲ－カ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
武蔵・相模	1	8,750,943 円										
		円										
		円										
		円										
合計		8,750,943 円	5,349,943 円	円	%	5,349,943 円	100 %	円	%	円	%	

（補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表）

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前々年度） e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前年度） f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間※） g	平均増減率 (((f÷e)−1)＋((g÷f)−1))÷2 ＝ h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2))^2＝ ノ
武蔵・相模	1	65円 68銭	65円 68銭	65円 68銭	0.00 %	65円 68銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2）の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
　また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」として記載すること。

17.「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統【デマンド型（区域）運行】用）

事業者名	朝日自動車株式会社

平成27年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	4,628 千円	営業外収益	千円	経常収益（イ）	4,628 千円
	営業費用	31,801 千円	営業外費用	千円	経常費用（ロ）	31,801 千円
	営業損益	▲27,173 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲27,173 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数（ハ）	台 4	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間（ニ）	時間 2,645.7		経常収支率	14.55% %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ＝ホ	地域時間当たり標準経常費用 へ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ＝チ
	3，004円　97 銭	2，714円　33銭	2，714円　33銭	437円　31銭
	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統 発地	運行系統 営業区域	運行系統 着地	計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 （リ－（ヌ＋ル））÷リ＝ヲ	計画サービス提供時間 ワ
武蔵・相模	1	本庄北		本庄市		292 日	2,437 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,437 時間
	2	本庄南		本庄市		292 日	2,336 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,336 時間
武蔵・相模	3	児玉市街地		本庄市		292 日	2,822 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,822 時間
	4	児玉山間		本庄市		292 日	2,920 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,920 時間
合計		系統						4 時間	0 時間	0 時間		10,515 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額：カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額：ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ－ヨ＝タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ＝ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2＝ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額（ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額） ム
武蔵・相模	1	6,614,822 円	1,065,725 円	5,549,097 円	5,549,097 円	5,549千円	2,774.5千円		
	2	6,340,674 円	1,021,557 円	5,319,117 円	5,319,117 円	5,319千円	2,659.5千円		
武蔵・相模	3	7,659,839 円	1,234,089 円	6,425,750 円	6,425,750 円	6,425千円	3,212.5千円		
	4	7,925,843 円	1,276,946 円	6,648,897 円	6,648,897 円	6,648千円	3,324.0千円		
合計		28,541,178 円	4,598,317 円	23,942,861 円	23,942,861 円	23,941千円	11,970千円	9,348千円	9,348千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ－ヨ＝ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ－ム＝ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
武蔵・相模	1	6,257,386 円										
	2	5,998,052 円										
武蔵・相模	3	7,245,936 円										
	4	7,497,566 円										
合計		26,998,940 円	17,650,940 円	円	%	17,650,940 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2）の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。

5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。

6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

9.「1回当たりサービス提供時間」（リ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）＋（1日あたり平均待機時間／1日あたり運行回数）】により算出すること。

10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。

12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

14.「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

15.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

18.サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。

19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。

20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。

21.複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統【デマンド型（区域）運行】用）

事業者名	朝日自動車株式会社

平成28年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	4,628 千円	営業外収益	千円	経常収益（イ）	4,628 千円
	営業費用	31,801 千円	営業外費用	千円	経常費用（ロ）	31,801 千円
	営業損益	▲27,173 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲27,173 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数（ハ）	台 4	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間（ニ）	時間 2,645.7		経常収支率	14.55% %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ＝ホ	地域時間当たり標準経常費用 へ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ＝チ
	3，004円　97 銭	2，714円　33銭	2，714円　33銭	437円　31銭
	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統 発地	運行系統 営業区域	運行系統 着地	計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 （リ－（ヌ＋ル））÷リ＝ヲ	計画サービス提供時間 ワ
武蔵・相模	1	本庄北		本庄市		295 日	2,461 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,461 時間
	2	本庄南		本庄市		295 日	2,360 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,360 時間
武蔵・相模	3	児玉市街地		本庄市		295 日	2,846 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,846 時間
	4	児玉山間		本庄市		295 日	2,950 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,950 時間
合計		系統						4 時間	0 時間	0 時間		10,617 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額：カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額：ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ－ヨ＝タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ＝ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2＝ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額（ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額） ム
武蔵・相模	1	6,679,966 円	1,076,220 円	5,603,746 円	5,603,746 円	5,603 千円	2,801.5 千円		
	2	6,405,818 円	1,032,052 円	5,373,766 円	5,373,766 円	5,373 千円	2,686.5 千円		
武蔵・相模	3	7,724,983 円	1,244,585 円	6,480,398 円	6,480,398 円	6,480 千円	3,240.0 千円		
	4	8,007,273 円	1,290,065 円	6,717,208 円	6,717,208 円	6,717 千円	3,358.5 千円		
合計		28,818,040 円	4,642,922 円	24,175,118 円	24,175,118 円	24,173 千円	12,087 千円	9,366千円	9,366千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ－ヨ＝ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ－ム＝ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
武蔵・相模	1	6,319,011 円										
	2	6,059,677 円										
武蔵・相模	3	7,307,559 円										
	4	7,574,596 円										
合計		27,260,843 円	17,894,843 円	円	%	17,894,843 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2）の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。

5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。

6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

9.「1回当たりサービス提供時間」（リ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）＋（1日あたり平均待機時間／1日あたり運行回数）】により算出すること。

10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。

12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

14.「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

15.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

18.サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。

19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。

20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。

21.複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統【デマンド型（区域）運行】用）

事業者名	朝日自動車株式会社

平成29年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	4,628 千円	営業外収益	千円	経常収益（イ）	4,628 千円
	営業費用	31,801 千円	営業外費用	千円	経常費用（ロ）	31,801 千円
	営業損益	▲27,173 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲27,173 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数（ハ）	台 4	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間（ニ）	時間 2,645.7		経常収支率	14.55% %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ＝ホ	地域時間当たり標準経常費用 へ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ＝チ
	3，004円　97 銭	2，714円　33銭	2，714円　33銭	437円　31銭
	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統 発地	運行系統 営業区域	運行系統 着地	計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 （リー（ヌ＋ル））÷リ＝ヲ	計画サービス提供時間 ワ
武蔵・相模	1	本庄北		本庄市		294 日	2,453 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,453 時間
	2	本庄南		本庄市		294 日	2,352 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,352 時間
武蔵・相模	3	児玉市街地		本庄市		294 日	2,838 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,838 時間
	4	児玉山間		本庄市		294 日	2,940 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,940 時間
合計		系統						4 時間	0 時間	0 時間		10,583 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額：カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額：ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ＝タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ＝ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2＝ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額（ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額） ム
武蔵・相模	1	6,658,251 円	1,072,722 円	5,585,529 円	5,585,529 円	5,585 千円	2,792.5 千円		
	2	6,384,104 円	1,028,554 円	5,355,550 円	5,355,550 円	5,355 千円	2,677.5 千円		
武蔵・相模	3	7,703,268 円	1,241,086 円	6,462,182 円	6,462,182 円	6,462 千円	3,231.0 千円		
	4	7,980,130 円	1,285,692 円	6,694,438 円	6,694,438 円	6,694 千円	3,347.0 千円		
合計		28,725,753 円	4,628,054 円	24,097,699 円	24,097,699 円	24,096 千円	12,048 千円	9,364千円	9,364千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ－ヨ＝ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ－ム＝ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
武蔵・相模	1	6,298,469 円										
	2	6,039,135 円										
武蔵・相模	3	7,287,018 円										
	4	7,548,919 円										
合計		27,173,541 円	17,809,541 円	円	%	17,809,541 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2）の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。

5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。

6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

9.「1回当たりサービス提供時間」（リ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）＋（1日あたり平均待機時間／1日あたり運行回数）】により算出すること。

10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。

12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

14.「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

15.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

18.サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。

19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。

20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。

21.複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	本庄市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	36,462
交通不便地域	832

交通不便地域の内訳

人　口	対象地区	根拠法
832	本泉地区	山村振興法

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3．「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2．（1）⑫）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3．に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

（2）添付書類

1．人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
（ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）

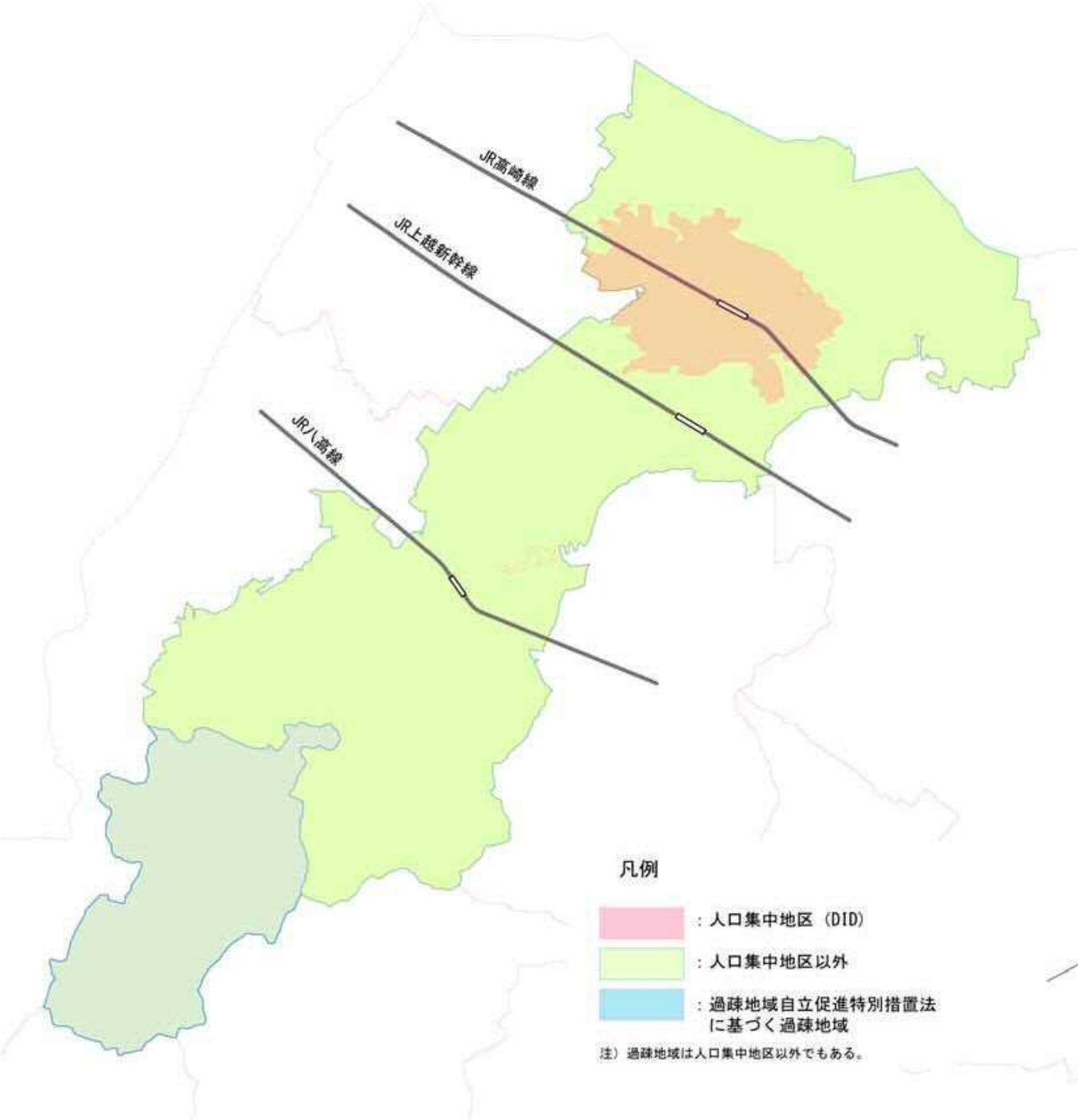
JR高崎線
JR上越新幹線
JR八高線
凡例
：人口集中地区（DID）
：人口集中地区以外
：過疎地域自立促進特別措置法
に基づく過疎地域
注）過疎地域は人口集中地区以外でもある。

事業者名：本庄観光㈱

補助対象期間：平成26年10月1日～平成27年9月30日

フィーダー系統収支見込表

（単位：千円）

項目	（乗合バス型） ①	（デマンド型バス）②	合計額（①＋②）	その他事業合計額
【営業収益】				
運送収入	1,942	0	1,942	0
運送雑収入	0	0	0	0
営業収益合計	1,942	0	1,942	0
【営業費用】				
人件費	5,742	0	5,742	0
燃料油脂費	1,116	0	1,116	0
修繕費	571	0	571	0
固定資産償却費	1,943	0	1,943	0
保険料	431	0	431	0
施設使用料	80	0	80	0
道路使用料	0	0	0	0
施設賦課税	306	0	306	0
その他経費	0	0	0	0
初期費用（教育、訓練）	19	0	19	0
通信費（携帯電話）	57	0	57	0
印刷費（乗継券、回数券）	117	0	117	0
運送費計	10,382	0	10,382	0
一般管理費	311	0	311	0
営業費用合計	10,693	0	10,693	0
【経常収支】	-8,751	0	-8,751	0

※営業費用の自由記述欄には、運送委託費や広告宣伝費等記載のない項目がある場合に使用してください。
自由記述欄を使用した場合、詳細版にも同じ項目のものを記載してください。

事業者名：朝日自動車㈱

補助対象期間：平成26年10月1日～平成27年9月30日

フィーダー系統収支見込表

（単位：千円）

項目	（乗合バス型） ①	（デマンド型バス）②	合計額（①＋②）	その他事業合計額
【営業収益】				
運送収入	0	4,628	4,628	0
運送雑収入	0	0	0	0
営業収益合計	0	4,628	4,628	0
【営業費用】				
人件費	0	17,745	17,745	0
燃料油脂費	0	4,808	4,808	0
修繕費	0	936	936	0
固定資産償却費	0	1,943	1,943	0
保険料	0	563	563	0
施設使用料	0	0	0	0
道路使用料	0	0	0	0
施設賦課税	0	340	340	0
印刷費（乗継券、回数券）	0	499	499	0
通信費（車載器：4、携帯電話：2）	0	389	389	0
デマンド交通システム運用費	0	2,619	2,619	0
デマンド交通システム導入費	0	667	667	0
運送費計	0	30,509	30,509	0
一般管理費	0	1,292	1,292	0
営業費用合計	0	31,801	31,801	0
【経常収支】	0	−27,173	−27,173	0

※営業費用の自由記述欄には、運送委託費や広告宣伝費等記載のない項目がある場合に使用してください。
自由記述欄を使用した場合、詳細版にも同じ項目のものを記載してください。